厚真町公式キャラクター「あつまるくん」のＰＲ備品に関する取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、厚真町公式キャラクター「あつまるくん」（以下「あつまるくん」という。）ＰＲ備品の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、あつまるくんＰＲ備品（以下「ＰＲ備品」という。）とは、各号のいずれかに該当するものとする。

（１）あつまるくん立看板・のぼり等の掲示物

（２）その他町長が適当と認めるもの

（使用目的）

第３条　厚真町（以下「町」という。）のイメージアップや、あつまるくんのＰＲに使用するものとする。ただし、あつまるくんに関する一切の権利は町に属する。

（申請）

第４条　ＰＲ備品を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、備品借用申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）催事等の概要、申請者の使用目的がわかる資料（チラシ等）

（２）ＰＲ備品の使用状況がわかる完成見本

（３）その他町長が必要とする書類

（承認）

第５条　町長は、前条の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は、使用の承認を行い、申請者に備品貸出承認書（様式第２号）により通知する。

（承認の制限）

第６条　ＰＲ備品が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は承認をしないものとし、申請者に未承認通知書により通知する。

（１）使用目的に適合しないと認められるとき

（２）あつまるくん又は町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき

（３）自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき

（４）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき

（５）第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき

（６）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき

（７）ＰＲ備品の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき

（８）あつまるくんの図柄を変更、改変するとき

（９）あつまるくんの図柄を使用することなく、名称のみを使用するとき

（１０）その他町長が不適当と認めたとき

（使用料）

第７条　使用料については無料とする。

（使用上の遵守事項）

第８条　承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない

（１）承認された内容のみに使用すること

（２）承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと

（損失補償等の責任）

第９条　町は、ＰＲ備品を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　承認を受けた者は、ＰＲ備品の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（事務）

第１０条　この規定に関する事務は、厚真町まちづくり推進課が行う。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほかに、ＰＲ備品の使用に関して必要な事項は町長が別に定める。

附則

この規程は、平成２５年８月１９日から適用する。

（様式第１号）

　　年　　月　　日

厚真町長　様

氏　名　　　　　　　　　印

申請者　住　所

　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

ＰＲ備品借用申請書

下記のとおり借用したく、ご許可下さるようお願い申しあげます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 借 用 品 名 |  |  |
| 借 用 数 量 | 点 |
| 借 用 期 間 | 平成　　　年　　　月　　　日（　　）から平成　　　年　　　月　　　日（　　）まで |
| 借 用 目 的 |  |
| そ　の　他 | 損傷があった場合、修繕等の措置をいたします。 |

（様式２号）

　　年　　月　　日

氏　名

厚真町長

下記のとおり、ＰＲ備品貸出を承認する。

備品貸出承認書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸　出 品 名 |  |  |
| 貸　出 数 量 | 点 |
| 貸　出 期 間 | 平成　　　年　　　月　　　日（　　）から平成　　　年　　　月　　　日（　　）まで |
| 貸　出 目 的 |  |
| そ　の　他 |  |